

平成 27 年 9 月 8 日

各 位

会 社 名 愛光電気株式会社
代表者名 代表取締役社長 近藤 保
(コード番号 9909)
問合せ先 専務取締役 大関正一
(TEL. 0465-37-2121)

内部統制システム構築に関する基本方針の改定について

当社は、平成 18 年 5 月 12 日開催の取締役会において決議した内部統制システム構築に関する基本方針について、この度、「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（平成 27 年法務省令第 6 号）が平成 27 年 5 月 1 日に施行されたことを踏まえて、平成 27 年 9 月 8 日開催の取締役会において、下記のとおり改定することを決議いたしましたのでお知らせいたします。（変更箇所は下線で示しております。）

記

1. 業務運営の基本方針

当社では、以下の経営理念を経営の拠り所とし、職務を執行するにあたっての基本方針としています。

【経営理念】

愛光電気株式会社は、電気機器電設資材総合商社として「社会への貢献」、「企業の永続」、「社員の幸せ」の三つを調和させ、お客様、仕入先、愛光電気㈱の三者が共に生成発展する三位一体の使命感経営を実践し続けます。

また、当社では、上記の経営理念を具体的行動に落とし込んだ以下の「行動理念」を日ごろの業務運営の指針としています。

【行動理念】

1. 法令、規則の遵守
 - ・社会の一員として自覚を持ち、法令を遵守し、倫理観に基づいた良識と責任のある行動をする。
2. 公正な取引
 - ・顧客に対して誠意を持って積極的に対応はするが、不合理な商習慣には従わず公正な取引を行う。
 - ・取引先から疑惑、不信を招くことがないよう常に心掛け、言動や行動に充分注意する。
3. 職場環境
 - ・各人の主体性と創造力を互いに尊重し、それが企業活動に活かされる企業風土を醸成する。
 - ・職場の安全を守り、互いに人権を尊重し差別のない健全な職場環境を確保する。
4. 役員、従業員のプライバシー
 - ・勤務している役員、従業員一人一人のプライバシーを尊重し侵害してはならない。
5. 企業人としての自覚
 - ・企業人として自覚を持ち、金銭等の財産、時間、情報に対して公私を厳しく峻別し行動する。
6. 遵守の徹底
 - ・法令、規則、規程に違反した行為を見逃したり、隠したりしてはならない。

2. 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役を含む全従業員が法令、社内規程、その他名称の如何にかかわらず業務上定められた全ての規則類、当社で要求される標準的業務手順を遵守し、社会規範、企業倫理に基づき善良なる管理者としての注意義務を尽くして行動するため、そのとるべき行動の基準・規範を示したコンプライアンス規程を制定します。
- ② 社長の諮問機関である常務会の下部機関としてコンプライアンス委員会を設置し、全ての役員及び従業員が公正で高い倫理観に基づいて行動し、広く社会から信頼される経営体制の確立を目指します。
- ③ また、当社は法令の遵守やリスクの予防を前提に、全部署を対象として業務の適正な運営、改善、効率の増進を図るため、内部監査統括の任をもつ経営企画室が新たな課題を検討した上で、必要に応じ社長許可のもと具体的な解決策を担当部門に指示し、その後の進捗管理を行うなど内部牽制機能の充実を図ります。

3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務執行に係る情報については、法令及び稟議規程、職務権限規程、文書管理規程等の社内規則に基づき作成し、必要に応じて取締役、監査役、会計監査人等が閲覧、謄写可能な状態にて管理します。尚、保存期間は法令その他別段の規程がある他は、文書管理規程の保存期間によるものとします。
- ② 法令または取引所適時開示規則に則り、必要な情報開示を行います。

4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は経営に重大な影響を及ぼす恐れのある事業リスクを的確に把握し、適切に認識・評価するため、リスク管理規程を設けるとともにリスク管理体制の整備を進め、適切なリスク対応を図ります。
- ② また、社長の諮問機関である常務会へリスク情報を集約し、職務執行への活用を図り、重大リスクの未然防止、再発防止に努めるとともに、緊急事態が生じた場合の危機管理対応策を整備します。

5. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、環境変化に対応した会社全体の将来ビジョンと目標を定めるため、中期経営計画及び単年度の経営計画を策定します。経営計画を達成するため、取締役の職務権限と担当業務を明確にし、職務の執行の効率化を図ります。
- ② また、取締役会の下に、社長の諮問機関である常務会を設け、取締役会の議論を充実させるべく事前審議を行うと共に、取締役会から委譲された権限の範囲内で当社業務の執行及び施策の実施等について審議し、意思決定を行います。

6. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当該事項はありません。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 現在、監査役の職務を補助すべき使用人は配置しておりませんが、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役は監査役と協議の上、必要に応じて同使用人を置くことにします。
- ② 同使用人の人事については、取締役と監査役が意見交換を行い決定します。
- ③ 尚、監査役が指定する補助すべき期間中は、任命された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役からの独立性を確保します。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは直ちに監査役に報告します。
- ② また、監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、必要に応じ常務会等の重要な会議に出席し、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧することで取締役または使用人にその説明を求められる体制を確保します。
- ③ 監査役へ報告をした取締役及び使用人に対し、監査役へ報告したことを理由として不利な扱いを行うことを禁止いたします。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 当社の監査役の過半数は独立社外監査役とし、対外透明性を担保する体制とします。
- ② 内部監査担当部門は監査役との密接な連携を保つよう努めると共に、監査役の監査の実効性確保を図ります。
- ③ 監査役がその職務の執行について生じる費用の前払い又は償還の請求を行ったときは、職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理いたします。

10. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、反社会的勢力排除に向けた社会的責任及び、反社会的勢力による苦情・相談を装った圧力等からの企業防衛の重要性を十分認識し、反社会的勢力との関係遮断を重視した業務運営を行います。

11. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、国が示した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」を基本姿勢とし、反社会的勢力に対して屈することなく法律に即して対応すること、および各関連規程の充実と周知徹底を図ります。

以 上